

## 川崎市動物愛護センター運営に係る懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の運営等に関し、センターの運営強化や市民協働の活性化等を目指す為、川崎市動物愛護センターの運営等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの事業運営に関する情報・意見交換
- (2) センターにおける市民協働に関する情報・意見交換
- (3) センターにおける災害対策に関する情報・意見交換
- (4) センターのその他の情報交換に関する情報・意見交換

### (組織)

第3条 懇談会は、座長、副座長各1人を置き、会員から互選する。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があったとき、又は座長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 4 委員は学識経験者、ボランティア、行政機関等をもって組織する。

### (会議の開催)

第4条 懇談会は、座長が必要と認めるときに、座長が招集する。

### (関係者の出席)

第5条 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉局保健所動物愛護センターにおいて処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

### (施行期日)

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。